

心身障害者扶養保険事業の現状等について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

目 次

【概要】

1. 心身障害者扶養保険事業の概要
2. 心身障害者扶養保険事業の仕組み
3. 公費負担(特別調整費)について
4. これまでの制度改正及び検討の概要

【現状と見直し】

5. 加入者等の状況
6. 平均的な加入者・受給者像
7. 心身障害者扶養保険における運用について
8. 財務状況について
9. 広報の取組みについて
10. 論点について

1. 心身障害者扶養保険事業の概要

1. 制度の概要

- (1) 心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者の死後に遺された障害者に終身年金を支給し、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とした任意加入の制度。
- (2) 地方公共団体において先行して実施されていた制度を引継ぎ、全国的規模で実施するため昭和45年に創設。地方公共団体が条例に基づき実施する心身障害者扶養共済制度を独立行政法人福祉医療機構が再保険する制度。
- (3) 独立行政法人福祉医療機構の中期目標に基づき、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしている。

独立行政法人福祉医療機構中期目標(平成30年度～令和4年度)抜粋

5 心身障害者扶養保険事業

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。

2. 制度の内容

(1) 加入者: 次のいずれの要件も満たしている保護者(配偶者、父母、兄弟姉妹、又はその他の扶養親族等)

- ① 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- ② 次のいずれかに該当する心身障害者を扶養していること
 - ア 知的障害者
 - イ 1級から3級までの身体障害者
 - ウ 精神又は身体に永続的な障害のある者で、その障害の程度が上記ア又はイと同程度の者
- ③ 特別の疾病又は障害がなく生命保険に加入できる健康状態であること

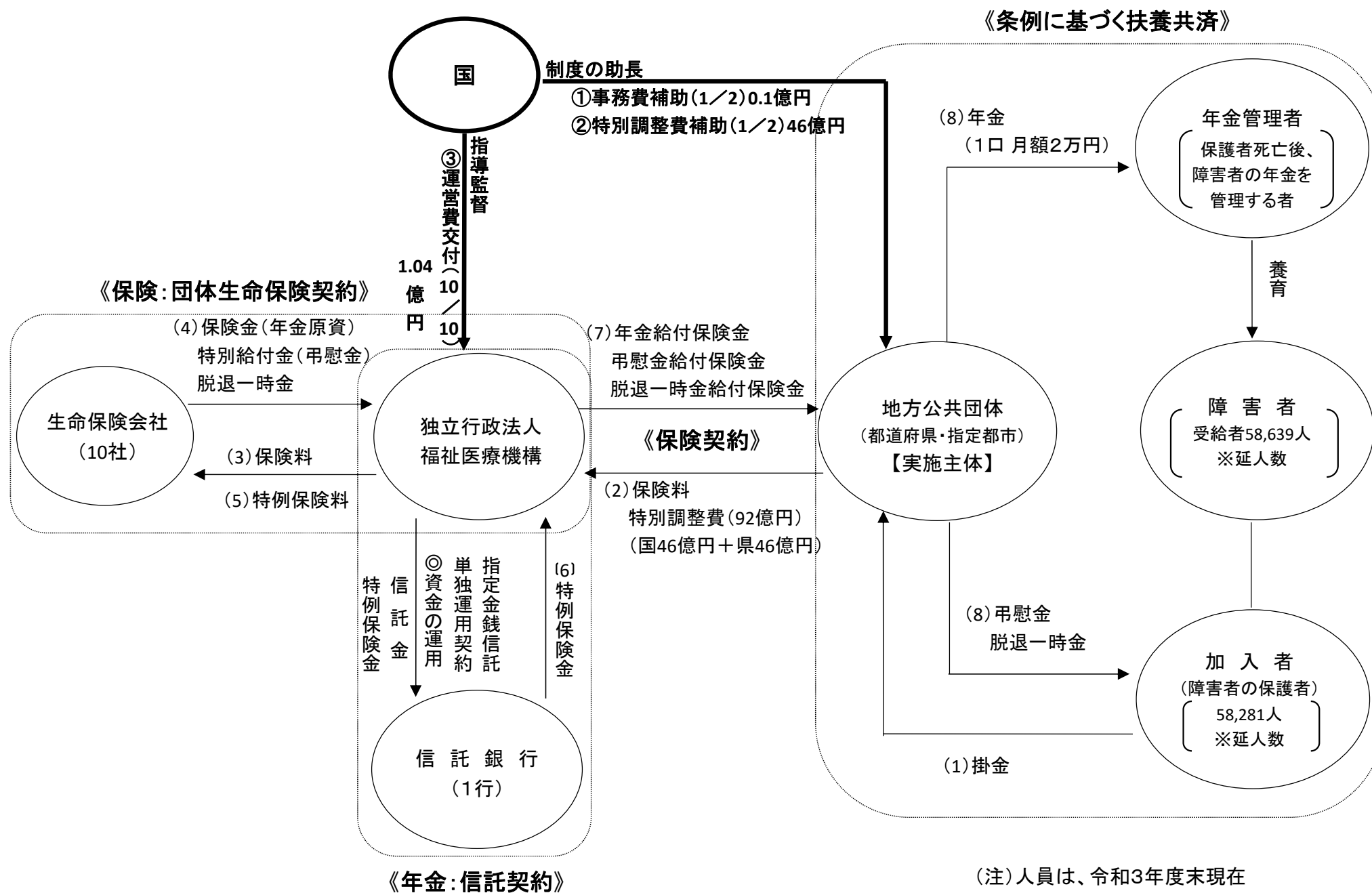
(2) 年金等の支給

- ① 加入者が死亡若しくは重度障害となったときは、その月から 障害者に対し、次の年金を支給
 - * 1口加入者 月額 20,000円
 - * 2口加入者 月額 40,000円
- ② 障害者が死亡又は加入者が脱退した場合は、加入期間に応じ、弔慰金、脱退一時金を支給

(3) 保険料(掛金)の月額

加入時における年齢区分 (加入時年齢で固定)	掛 金 月 額	
	平成20年3月31日以前加入者	平成20年4月1日以降加入者
35歳未満	円 5,600	円 9,300
35歳以上40歳未満	6,900	11,400
40歳以上45歳未満	8,700	14,300
45歳以上50歳未満	10,600	17,300
50歳以上55歳未満	11,600	18,800
55歳以上60歳未満	12,800	20,700
60歳以上65歳未満	14,500	23,300

2. 心身障害者扶養保険事業の仕組み



3. 公費負担(特別調整費)について

(単位: 億円)

1. 平成8年において、従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用の不足に対して、保険料の引き上げ、過去の保険料納付不足分について国及び道府県・指定都市で46億円ずつ負担する等の措置を講じた。(平成27年度まで)

2. 近年の運用利回りの低下、障害者の受給期間の長期化に伴う受給額の増加等により、従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用が不足したため、保険料を引き上げるとともに、公費投入(国及び地方自治体で46億円ずつ)の期間を延長(2050(令和32)年度まで)する等の措置を平成20年度から講じた。

3. 平成29年度に開催した「心身障害者扶養保険事業に関する検討会」報告書において、障害者死亡率を2003(平成15)～2005(平成17)年度実績を用いた場合には、公費投入期間が延長(2054(令和36)年度まで)となるとされている。

(右表参照：2054(令和36)年度まで延長)

※ 特別調整費の考え方

- 平成7年12月時点の既加入者及び年金受給者の年金給付に必要な費用のうち、従前の保険料納付不足分を国及び道府県・指定都市が負担(2分の1ずつ)
- 道府県・指定都市負担分の46億円は、地方交付税において財源措置。

平成		公費計③	保険収支	年金収支
			(生命保険会社)	(福祉医療機構)
20	(2008)	92	46	46
21	(2009)	92	46	46
22	(2010)	92	46	46
23	(2011)	92	46	46
24	(2012)	92	46	46
25	(2013)	92	46	46
26	(2014)	92	46	46
27	(2015)	92	46	46
28	(2016)	92	46	46
29	(2017)	92	46	46
30	(2018)	92	46	46
31	(2019)	92	46	46
32	(2020)	92	46	46
33	(2021)	92	46	46
34	(2022)	92	46	46
35	(2023)	92	46	46
36	(2024)	92	46	46
37	(2025)	92	46	46
38	(2026)	92	46	46
39	(2027)	92	46	46
40	(2028)	92	46	46
41	(2029)	92	31	61
42	(2030)	92	—	92
43	(2031)	92	—	92
44	(2032)	92	—	92
45	(2033)	92	—	92
46	(2034)	92	—	92
47	(2035)	92	—	92
48	(2036)	92	—	92
49	(2037)	92	—	92
50	(2038)	92	—	92
51	(2039)	92	—	92
52	(2040)	92	—	92
53	(2041)	92	—	92
54	(2042)	92	—	92
55	(2043)	92	—	92
56	(2044)	92	—	92
57	(2045)	92	—	92
58	(2046)	92	—	92
59	(2047)	92	—	92
60	(2048)	92	—	92
61	(2049)	92	—	92
62	(2050)	92	—	92
63	(2051)	92	—	92
64	(2052)	92	—	92
65	(2053)	92	—	92
66	(2054)	69	—	69

4. これまでの制度改革の概要

1. 第1次改正(昭和54年10月)

- ◆ 制度発足後10年が経ち、年金額の増額や加入年齢緩和の要望が出てきたため、次のとおり第1次改正が行われた。

(1)年金の増額	2口加入制度の創設
(2)加入年齢の緩和	原則45歳未満まで → 65歳未満まで
(3)保険料(掛金)の改正	加入時又は付加時の年齢区分による保険料の固定方式の導入(一部)

2. 第2次改正(昭和61年4月)

- ◆ 制度発足当時は実態が不明であったこと、また福祉政策の観点から保険料が低めに設定されていたこと等により、財政的に余裕がなくなってきたため、次のとおり第2次改正が行われた。

- (1)加入時45歳未満の既加入者の保険料(一口目)の額の改定
 - 保険料のアップ及び区分変更(3区分 ⇒ 4区分)
- (2)加入時45歳未満の既加入者の保険料(一口目)の免除開始要件の改正
 - 65歳以上かつ20年以上継続加入 ⇒ 65歳以上かつ25年以上継続加入
- (3)加入時又は付加時の年齢区分による保険料の固定方式の導入(全面)
- (4)弔慰金の増額

3. 第3次改正(平成8年1月)

- ◆ 従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用の不足に対して、保険料を引き上げるとともに、過去の保険料納付不足分について国及び道府県・指定都市で2分の1ずつ負担する等の措置を平成7年度以降の予算において講じた。

- (1)保険料の改定
 - 年金給付を賄うのに必要な保険料に改定(引上げ幅:2.0~2.5倍)
- (2)脱退一時金の創設
 - 一定期間以上の加入者が脱退した場合、加入期間に応じて支給
 - 加入期間:5年以上10年未満 ⇒ 3万円、 10年以上20年未満 ⇒ 5万円
 - 20年以上 ⇒ 10万円

(3) 財政支援の実施(特別調整費)

- 平成7年12月時点の既加入者及び年金受給者の年金給付に必要な費用のうち、従前の保険料納付不足分(約1,200億円)を国及び道府県・指定都市が負担(2分の1ずつ、20年間)
- 年間所要額: 国46億円、道府県・指定都市46億円(道府県・指定都市負担分は、地方交付税措置)

4. 第4次改正(平成20年4月)

◆ 近年の運用回りの低下、障害者の受給期間の長期化に伴う受給額の増額等により、従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用の不足に対して、保険料の引き上げ、公費投入期間を平成62年度まで延長する等の措置を講じた。

(1) 保険料の見直し

- 任意加入制度として財政が安定するよう、保険数理に基づき適正な水準に設定

(2) 公費による財政支援の延長

- 現行の公費投入規模(国と地方自治体で46億円ずつ)を維持し、投入の期間を平成62年度まで延長

(3) 定期的な見直し等

- 毎年度、財政の健全性を検証し、その結果を公表するとともに、少なくとも5年ごとに、保険料水準等について、今後の社会経済状況を十分に踏まえた見直しを実施

(4) 給付(年金)

- 月額2万円という年金額は据え置き(弔慰金及び脱退一時金は引き上げ)

＜参考＞保険料の水準

加入時年齢	新規加入者(改正後)		既加入者(改正後)		旧保険料月額
	保険料月額	旧保険料に対する比率	保険料月額	旧保険料に対する比率	
35歳未満	9,300円	2.7倍	5,600円	1.6倍	3,500円
35歳以上～40歳未満	11,400円	2.5倍	6,900円	1.5倍	4,500円
40歳以上～45歳未満	14,300円	2.4倍	8,700円	1.5倍	6,000円
45歳以上～50歳未満	17,300円	2.3倍	10,600円	1.4倍	7,400円
50歳以上～55歳未満	18,800円	2.1倍	11,600円	1.3倍	8,900円
55歳以上～60歳未満	20,700円	1.9倍	12,800円	1.2倍	10,800円
60歳以上～65歳未満	23,300円	1.8倍	14,500円	1.1倍	13,300円

5. 平成24年度の検討(概要)

- ◆平成24年6月に有識者による意見交換会を開催し、下記の理由により、平成25年度からの保険料水準等の見直しについては、特段の措置を講じないこととし、今後の見直し時期については、社会・経済情勢を注視しつつ、関係者等の意見を伺いながら検討していくこととした。
 - 想定した運用利回りと現況では乖離が生じているところではあるが、心身障害者扶養保険事業の資産運用は、長期的な観点に立って検討を行う必要があること。
 - 平成20年4月に保険料の引き上げが実施されたばかりであり、さらに障害者家庭に負担を求めることは困難であること。
 - 年金額についても、月額2万円の年金額で契約していることから、年金額を引き下げることは加入者及び受給者の理解を得ることに相当の困難が予想されること。
 - 公費による財政支援を平成62年度まで延長したところであり、更なる公費の期間の延長及び増額は困難であること。

6. 平成29年度の検討(概要)

- ◆有識者による検討会を開催し、財務状況等について検討を行った。
 - (1) 保険料、年金給付
 - 現行の保険料及び年金給付等の水準を維持
 - (2) 公費による財政支援
 - 公費投入は、加入者等の制度への信頼や安心を確保する上で重要。長期的な視点に立ち、継続的に安定した投入が行われることが望ましい。障害者死亡率に2003(平成15)～2005(平成17)年度実績を用いた場合には公費投入期間の延長(2054(平成66)年度まで)となる。
 - (3) 運用利回り
 - 保険収支:1.5%(変更なし)、年金収支:2.8%→1.5%(運用リスク抑制や標準利率を考慮)
 - (4) 広報
 - 新規加入の促進に向けた広報の取り組みの充実

5. 加入者等の状況(令和3年度末)

加入者(保護者)数 38,598人 (58,281口) 平均年齢 73.8歳

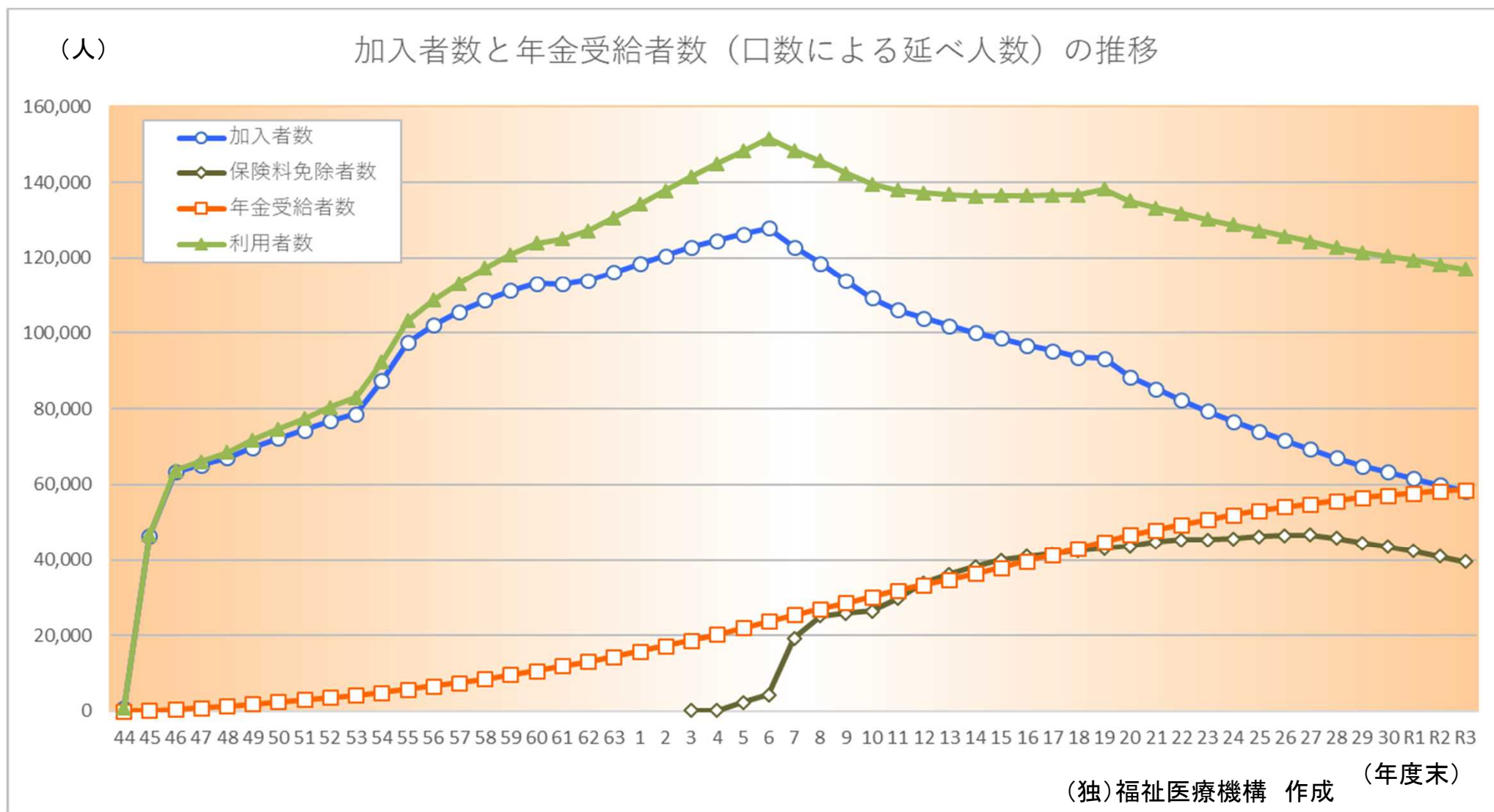
※新規加入者は平成30年度以降、1,000人規模を維持。

年金受給者(障害者)数 47,591人 (58,639口) 平均年齢 62.3歳

※障害者1人につき2口まで加入できる。

保険料免除者数 39,568人

※65歳に達し、20年(一部25年)継続加入した場合に、加入者の保険料の納付を免除している。



6. 平均的な加入者・受給者像

(1) 加入者(保護者)

	平成19年度	令和3年度	(左記うち平成19年度以前加入者分)
加入者数(※1)	93, 346人	58, 281人	50, 407人
加入者平均年齢	67. 3歳	73. 8歳	76. 7歳
平均加入期間(※2)	30年2か月	38年1か月	38年5か月
新規加入者の平均年齢	48. 8歳	48. 8歳	—

(2) 受給者(障害者)

	平成19年度	令和3年度	(左記うち平成19年度以前加入者分)
年金受給者数(※1)	44, 856人	58, 639人	58, 568人
年金受給者平均年齢	54. 3歳	62. 3歳	62. 3歳
平均受給期間(※2)	14年1か月	20年7か月	20年7か月
受給開始時の平均年齢	47. 9歳	44. 9歳	45. 0歳

(※1) 加入者数及び年金受給者数は口数による延べ人数

(※2) 平均加入期間及び平均受給期間は、各年度において亡くなられた方を対象に集計。

7. 心身障害者扶養保険における運用について

(1) 保険収支

○ 資産残高

959億円(令和3年度末)

○ 運用の方法

各生命保険会社(10社)の一般勘定において、他の商品と併せて運用されている。

○ 運用利回り実績

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	10年間 (年率)
1.65%	1.66%	1.67%	1.68%	1.63%	1.63%	1.63%	1.60%	1.57%	1.57%	1.63%

(2) 年金収支

- 資産残高(時価総額)
722億円(令和3年度末)

- 運用の方法

外部有識者からなる資産運用委員会の議を経た基本ポートフォリオに基づき運用。
(参考)基本ポートフォリオ(令和4年3月31日)

区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅(※)	資産構成割合 (令和4年3月末実績)
国内債券	74.5%	±8%	71.9%
国内株式	8.5%	±5%	9.6%
外国債券	8.5%	±5%	7.8%
外国株式	8.5%	±5%	10.7%
合計	100.0%	—	—

※令和4年4月1日に見直し(国内債券±8%、国内株式±4%、外国債券±2%、外国株式±4%)

- 運用利回り実績※厚生労働大臣が指示する運用利回り(平成29年度以前2.8%、平成30年度以降1.5%)

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	10年間 (年率)
7.85%	6.00%	8.39%	1.26%	1.35%	3.48%	2.14%	△1.60%	7.52%	1.62%	3.75%

* 運用利回りは、信託報酬控除前の修正総合利回りである。

* 10年間の平均運用利回りは各年度の幾何平均。

8. 財務状況について

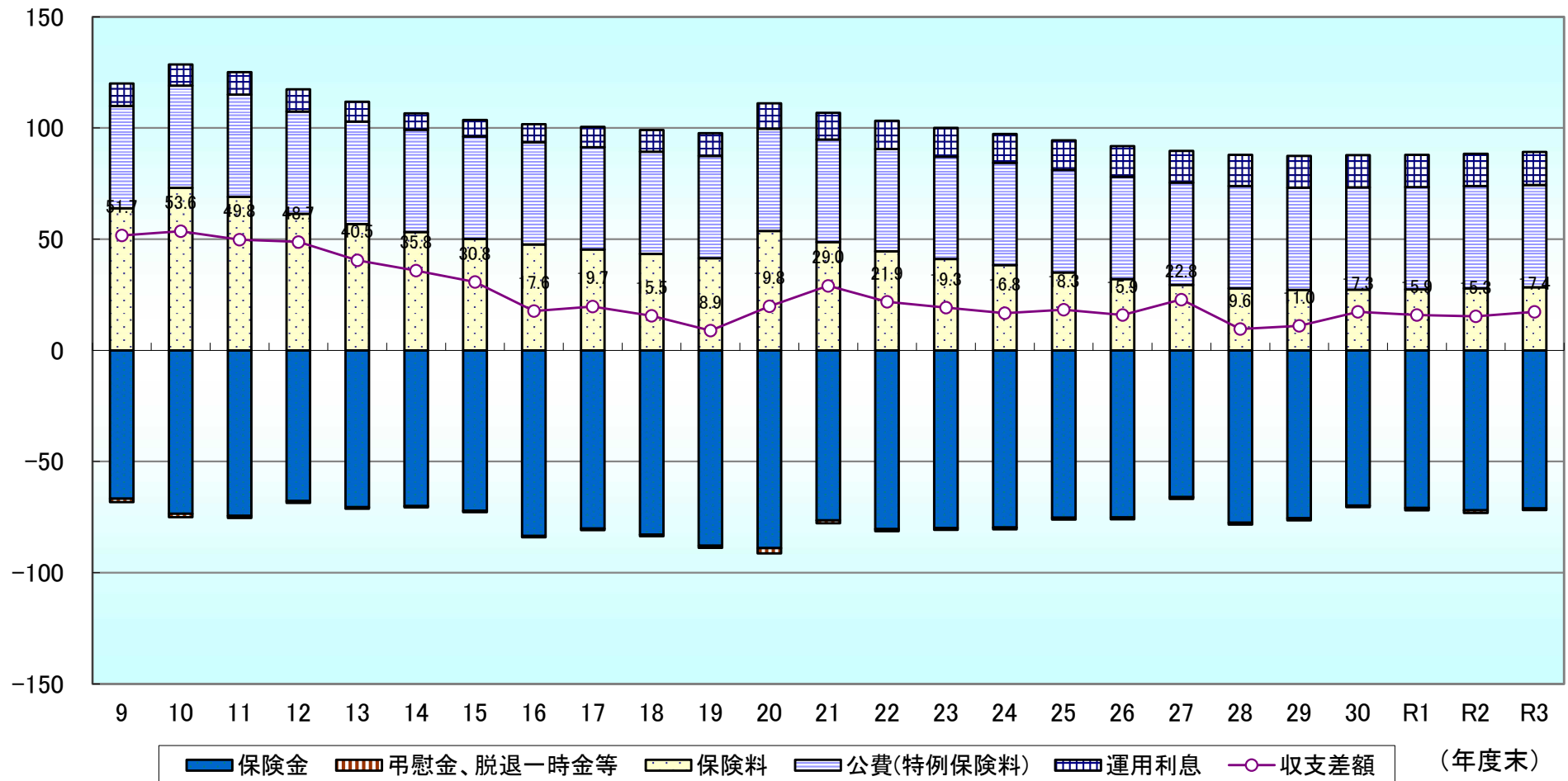
(1) 保険収支

都道府県・指定都市から納付された保険料は、生命保険会社に納められる。一方、生命保険会社は、保険の給付事由が生じたときには生命保険金、弔慰金等を機構に支出する。この収支を保険収支という。

加入者数は平成7年度をピークに減少しているが、平成30年度以降、新規加入者数が1,000人規模まで回復した影響により、保険料収入が下げ止まりしたこと等から、保険収支の収支差は平成28年度を底に以降は改善されてきている。

(億円)

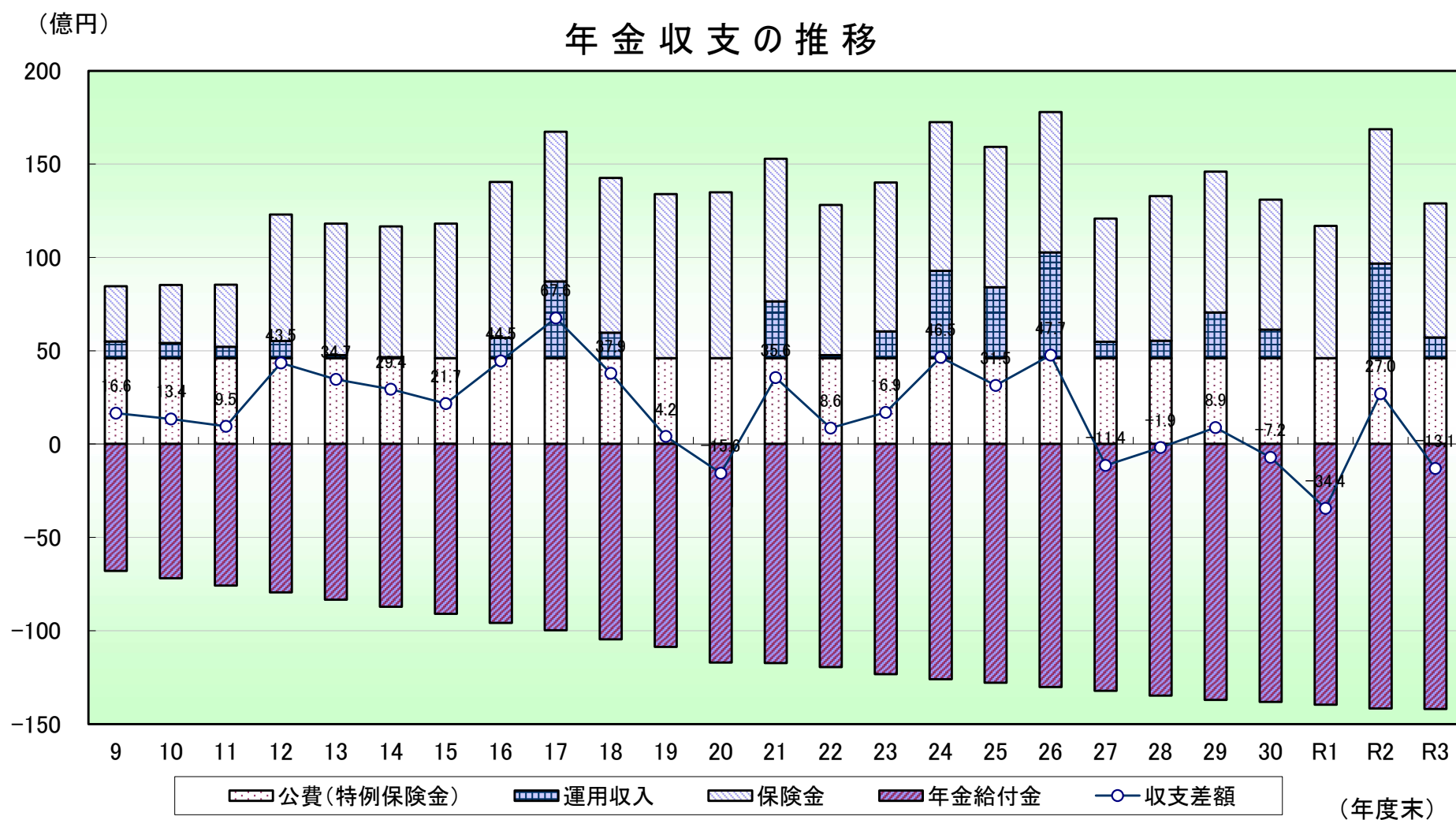
保険収支の推移



(2) 年金収支

生命保険会社からの保険金とその積立額及び運用収入により、年金給付のための資金を都道府県・指定都市に支出する。この収支を年金収支という。

年金給付金は年々増加しているが、公費の投入を開始した平成8年度以降、収支差は改善されてきている。ただし、運用環境の急激な悪化により、予定の運用利回りを大幅に下回った場合は、収支差にも影響してくる。



【保険収支】

(単位：千円、％)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
I 収 入	8,742,846	8,773,270	8,790,763	8,831,618	8,914,605
1 保険料収入	2,719,654	2,723,395	2,742,650	2,788,055	2,840,346
2 特例保険料収入	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
3 運用利息収入 (運用利回り)	1,423,192 (1.63)	1,449,875 (1.63)	1,448,113 (1.60)	1,443,563 (1.57)	1,474,259 (1.57)
II 支 出	7,643,010	7,046,370	7,197,651	7,305,885	7,178,575
1 保険金支出	7,549,600	6,973,300	7,085,000	7,191,400	7,172,000
2 弔慰金支出	64,375	58,850	62,850	59,675	55,875
3 脱退一時金支出	19,765	19,470	11,770	10,885	8,875
4 その他	9,270	△ 5,250	38,031	43,925	△ 58,175
III 収支差 (I - II)	1,099,836	1,726,900	1,593,113	1,525,734	1,736,030

保険資産	89,293,118	91,020,018	92,613,132	94,138,865	95,874,895
------	------------	------------	------------	------------	------------

【年金収支】

(単位：千円、％)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
I 収 入	14,598,191	13,098,780	10,519,042	16,871,488	12,888,022
1 保険金収入	7,549,600	6,973,300	7,085,000	7,191,400	7,172,200
2 特例保険金収入	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
3 運用利息等 (運用利回り)	2,448,591 (3.48)	1,525,480 (2.14)	△ 1,165,958 (△1.60)	5,080,088 (7.52)	1,115,822 (1.62)
II 支 出	13,708,820	13,816,060	13,956,040	14,167,860	14,197,480
III 収支差 (I - II)	889,371	△ 717,280	△ 3,436,997	2,703,628	△ 1,309,458

年金資産	74,977,049	74,259,769	70,822,771	73,526,399	72,216,941
------	------------	------------	------------	------------	------------

・四捨五入のため差引が合わないことがある。

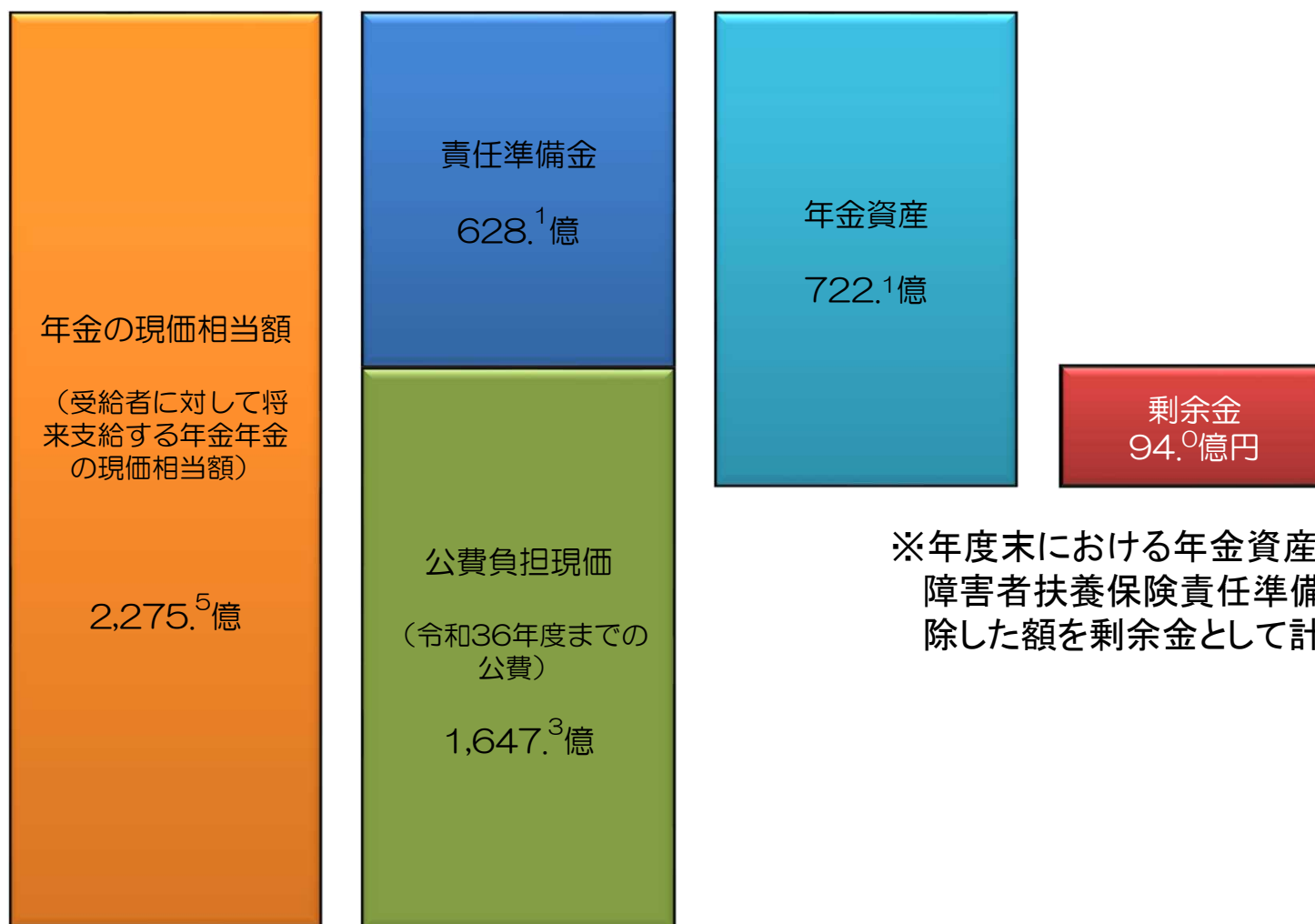
(3) 年金の現価相当額等の状況

(単位:百万円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
①年金の現価相当額	200,722	200,253	200,903	200,925	232,770	231,221	229,550	227,546
②公費負担現価	122,338	123,121	123,796	124,576	161,210	163,313	163,542	164,733
③責任準備金 (①－②)	78,384	77,132	77,107	76,349	71,560	67,908	66,008	62,813
④年金資産額	75,414	74,274	74,088	74,977	74,260	70,823	73,526	72,217
⑤利益剰余金又は繰越欠損金 (④－③)	△ 2,970	△ 2,858	△ 3,019	△ 1,372	2,700	2,915	7,518	9,404
(参考)								
運用利回り実績	8.39%	1.26%	1.35%	3.48%	2.14%	△1.60%	7.52%	1.62%
大臣が指示する運用利回り	2.80%				1.50%			

*四捨五入のため差引が合わないことがある。

令和3年度末 年金の現価相当額等の状況



※年度末における年金資産額から心身障害者扶養保険責任準備金の額を控除した額を剰余金として計上。

9. 広報の取組みについて

- 平成29年度の「心身障害者扶養保険事業に関する検討会」において、この制度は障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減につながるものと考えられ「国、地方公共団体及び機構においては、加入者数が減少傾向にあることも踏まえ、新規加入の促進に向けて、広報の取組を一層充実させていくことが重要である。」とされ、以下の取組が提案されたことから、国、福祉医療機構及び地方公共団体と連携して、様々な広報活動を実施。

(1) 広報ツールを活用した障害者行政窓口での周知の促進

- 【厚生労働省】 ・地方公共団体へ制度の広報啓発に係る課長通知の発出
・広報啓発用のリーフレット、案内の手引き及びパンフレットの原案を作成 等
- 【福祉医療機構】 ・地方公共団体へ上記リーフレット、案内の手引き及びパンフレットを配布
・障害者関係団体や全国の特別支援学校(令和3年末1, 160校)へパンフレットを配布 等

(2) 障害者やその保護者が利用する様々な制度を活用した広報

- 【厚生労働省】 ・地方公共団体を通じて「相談支援事業所」「障害児・障害者施設」等への制度広報用ポスター掲示依頼
・「民生委員・児童委員必携」及び「母子健康手帳(及び副読本)」に制度概要の掲載 等
- 【福祉医療機構】 ・社会福祉や障害教育等の情報誌に制度紹介記事の掲載 等

(3) 利用者の視点に立った情報発信 及び インターネット及びモバイル等の活用

- 【厚生労働省】 ・制度説明や加入者の声等を盛り込んだ広報用動画のYouTube配信の実施 等
- 【福祉医療機構】 ・障害者関係団体が実施する研修会や会報誌等での制度紹介
・障害者関係団体内ネットワーク(Facebookによる周知)を活用した制度周知の実施
・ラジオ番組での制度紹介、制度紹介動画の作成及びWAMNET等への掲載
・都道府県・指定都市における制度紹介ページとWAMNET等との相互リンクの実施 等

10. 検討会における論点について

- 前回の検討会（平成29年度）からの社会状況等の変化を踏まえ、本制度が安定的に持続可能であるか
 - 保険料水準等
 - 加入者（保護者）数の減
 - 年金受給者（障害者）数の増
 - 死亡率の変化
 - 運用利回りの推移
 - 公費投入額及び期間について
- 今後の運営のあり方について
 - 広報のあり方について